

令和5年12月以降入所を希望する方のための

# 保育所等入所のしおり



この案内における「保育所等」とは、公立保育所、私立保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業のことです。  
保育所等の入所申込みについては、この案内を必ずご一読のうえ、お申込みください。

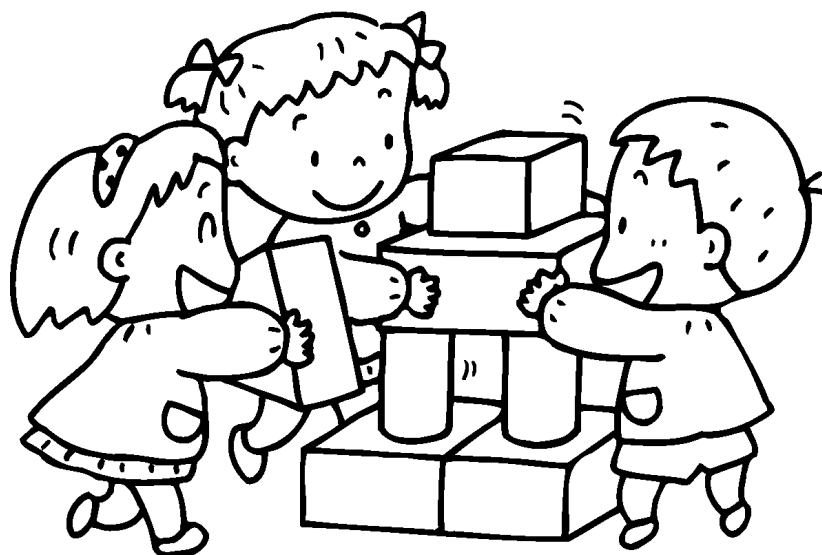
※認定こども園の幼稚園部分につきましては、直接園にお問い合わせください。

※申込み締切日までに書類が不足している場合は受付できませんので、日にちに余裕をもってお申込みください。

※申込書を提出いただく際には、教育・保育給付認定や利用調整のために、家庭の状況等をお聞きします。必ずお子さんを連れて、保護者の方がお越しください。

※申込内容に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要となりますので、速やかに子ども福祉課へご連絡願います。

この案内は、大切に保管し、いつでもご覧になれるようにしてください。



**岩沼市健康福祉部子ども福祉課**

電話 0223-23-0826

-令和5年9月現在-



## 目次

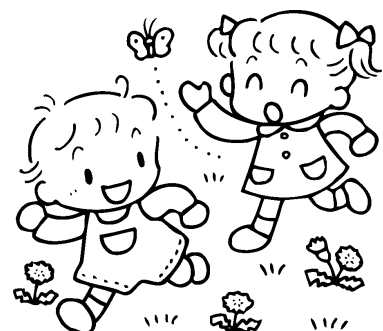
1. 保育所等施設一覧	2～3
2. 教育・保育給付認定（2号認定または3号認定）	4～5
3. 申込みから決定までの流れ	6～7
4. 申込みに必要な書類及び保育を必要とする事由について	8～10
5. 申込みと利用調整における注意点	10
6. 利用者負担額（保育料）について	11～13
7. その他	14～15
8. 保育所等が保護者から直接徴収するものについて（予定）	16
9. 保育所等の退所について	17
10. よくあるご質問Q & A	17
11. 避難情報発令時の対応方針について	18
保育所等施設略図	19

## 保育所等の目的

児童の保育は、本来その家庭において行われることが最も自然の姿です。

しかし、保護者が就労している、あるいは疾病にかかっているなどのために、その家庭において十分な保育ができない場合、保護者に代わって家庭と同様に乳幼児を保育するのが保育所等です。したがって、保育所等は保護者の申込を受けて、家庭に代わって保育を必要とする児童の心身の健全な育成を行う児童福祉施設です。

なお、保育所等に入所（園）しますと、お子さんの生活の場は家庭と保育所等になりますので、保育所等との連絡を密にして毎日楽しい集団生活が送れるようにご協力をお願いいたします。



# 1. 保育所等施設一覧

## 認可保育所

	No.	施設名	所在地	利用定員
公立	①	東保育所	岩沼市玉浦西四丁目1-2 電話 35-7367	110名
	②	相の原保育所	岩沼市相の原二丁目6番41号 (県営相の原団地内) 電話 22-2536	60名
	③	西保育所	岩沼市栄町一丁目2番18号 (岩沼駅西口近隣) 電話 22-4488	60名
私立	④	岩沼保育園	岩沼市桜二丁目3番2号 (岩沼市役所近隣) 電話 22-3087	60名
	⑤	竹駒保育園	岩沼市本町2番19号 (竹駒神社隣) 電話 22-2729	95名
	⑥	岩沼北保育園	岩沼市相の原一丁目3番37号 (北児童センター隣) 電話 22-2593	90名
	⑦	ほのぼの保育園	岩沼市中央三丁目7番16号 電話 29-4124	60名
	⑧	ひよこ園	岩沼市たけくま一丁目26番8号 電話 25-3034	36名
	⑨	J's保育園岩沼	岩沼市中央四丁目3番1号 電話 36-9852	90名

幼保連携型認定こども園

## 認定こども園

認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設です。3歳以上児は、保育を必要とする2号認定の子どもとそれ以外の1号認定の子どもが基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。

	No.	施設名	所在地	利用定員
私立	⑩	チアフルこども園	岩沼市三色吉字中の原75番地の6 (ハナトピア岩沼隣) 電話 25-6220	70名 (1号認定10名) (2・3号認定60名)
	⑪	岩沼はるかぜこども園	岩沼市押分字水先5番地の6 電話 25-6670	87名 (1号認定12名) (2・3号認定75名)
	⑫	岩沼西こばと幼稚園・ ぶどうの木保育園	岩沼市松ヶ丘一丁目10番2号 (岩沼西小学校隣) 電話 22-5166(幼稚園部) 電話 23-0813(保育園部)	225名 (1号認定135名) (2・3号認定90名)

## 小規模保育事業

市が認可する小規模な保育施設。3歳未満児の保育を行う施設で、少人数(6~19人)で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

	No.	施設名	所在地	利用定員
私立	⑬	小規模保育事業A型 豆の木保育園	岩沼市中央二丁目4-1 チェルシーテラス201号 電話 36-9565	19名
	⑭	小規模保育事業A型 ひなたぼっこ子どもの園	岩沼市二木一丁目3番7-9号 電話 23-7997	19名

## 認可保育所

(令和5年9月1日現在)

No.	利用定員（内訳）			入所受入れ月齢	保 育 士 数 等					
	2号 認定	3号認定			所（園）長	副園長	主任保育士	保育士	その他	計
		0歳児	1・2歳児							
①	60名	14名	36名	生後3か月～	1	0	1	15	13	30
②	32名	8名	20名	生後3か月～	1	0	1	9	7	18
③	35名	6名	19名	生後3か月～	1	0	1	10	9	21
④	36名	5名	19名	生後3か月～	1	1	1	16	5	24
⑤	56名	9名	30名	生後3か月～	1	0	1	9	16	27
⑥	55名	9名	26名	生後3か月～	1	0	1	9	17	28
⑦	39名	3名	18名	生後2か月～	1	0	1	10	9	21
⑧	20名	4名	12名	生後2か月～	1	0	1	7	4	13
⑨	57名	9名	24名	生後3か月～	1	0	1	5	17	24

幼保連携型認定こども園

## 認定こども園

No.	利用定員（内訳）			入所受入れ月齢	保 育 教 諭 数 等					
	2号 認定	3号認定			園長	副園長	主幹保育 教諭	保育教諭	その他	計
		0歳児	1・2歳児							
⑩	33名	6名	21名	生後2か月～	1	0	2	17	2	22
⑪	42名	9名	24名	生後2か月～	1	0	2	18	7	28
⑫	51名	7名	32名	生後2か月～	1	1	2	29	14	47

## 小規模保育事業

No.	利用定員（内訳）			入所受入れ月齢	保 育 士 数 等					
	2号 認定	3号認定			園長	副園長	保育士	保育従事者	その他	計
		0歳児	1・2歳児							
⑬		6名	13名	生後6か月～	1	0	6	0	7	14
⑭		3名	16名	生後3か月～	1	1	3	0	8	13

※公立保育所の入所の受入れは、乳児の首のすわりを目安としています。

## 2. 教育・保育給付認定（2号認定または3号認定）

### （1）教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって、3つの区分に分かれており、**保育所等を利用するには、2号認定または3号認定を受ける必要があります。**

交付された支給認定証は大切に保管してください。

教育・保育給付認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる主な施設	申請方法
1号認定 〈教育標準時間〉 ※直接各施設へお申込みください。	3～5歳	不問	・幼稚園（※教育・保育給付認定を受けずに利用できる園もあります） ・認定こども園（幼稚園部分）	園へ直接申請
2号認定 〈保育標準時間/保育短時間〉	3～5歳	あり	・保育所 ・認定こども園（保育所部分）	市に申請
3号認定 〈保育標準時間/保育短時間〉 ※満3歳に達したときは、岩沼市が2号認定に変更しますので、保護者が改めて申請をする必要はありません。	0～2歳	あり	・保育所 ・認定こども園（保育所部分） ・小規模保育事業 （※満3歳に到達した年の年度末まで利用可）	市に申請

※岩沼市内の認定こども園の“幼稚園部分”または、私立幼稚園への入園を希望する場合は、直接園にお問い合わせください。

※1号認定と2号認定との併用申請はできません。

### （2）保育の必要量（保育を必要とする時間）

保育の必要量は「保育標準時間（最長11時間）」と「保育短時間（最長8時間）」の2種類があります。下記表を基準とし、各家庭の実態に応じて、岩沼市で決定します。

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間
就労	保育標準時間	就労証明書に記載のある有効期間（雇用期間）の属する月の末日まで
	保育短時間	
妊娠・出産	保育標準時間	出産（予定）日を基準とした産前8週および産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで
保護者の疾病・障害	保育標準時間	診断書等に記載のある有効期間の属する月の末日まで
同居家族の介護・看護	保育標準時間	
災害復旧	保育標準時間	効力発生日から就学前までの期間
就学	保育標準時間	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
	保育短時間	
求職活動	保育短時間	90日を経過する日が属する月の末日まで
育児休業	保育短時間	就労証明書に記載された育児休業期間

※開所時間は施設によって異なります。

※就労（就学）で認定を受ける場合、実働時間が月60時間以上であることが必要です。月60時間以上120時間未満の場合は保育短時間での認定、月120時間を超える場合は保育標準時間での認定となります。月60時間を超える部分につきましては、休憩時間・通勤（通学）時間なども含まれます。

※1号認定の教育時間については、直接園にお問い合わせください。

#### ◎保育時間のイメージ

##### ①保育標準時間

7:00または7:30

18:00

19:00

保育時間最長11時間	延長保育③
------------	-------

##### ②保育短時間

7:00または7:30 8:00

16:00

18:00

19:00

延長保育①	保育時間最長8時間	延長保育②	延長保育③
-------	-----------	-------	-------

## ○保育時間について

(令和5年度)

施設名	① 保育標準時間		② 保育短時間	
	保育時間	延長時間	保育時間	延長時間
東 保 育 所	7:30~18:00			【月~金】
相 の 原 保 育 所				7:30~8:00、16:00~19:00
西 保 育 所				【土】
岩 沼 保 育 園				7:30~8:00、16:00~18:00
竹 駒 保 育 園				
岩 沼 北 保 育 園		【月~金】	8:00~16:00	
ほ の ぼ の 保 育 園		18:00~19:00		【月~金】
ひ よ こ 園		【土】		7:00~8:00、16:00~19:00
J's 保 育 園 岩 沼	7:00~18:00	なし		【土】
チアフルこども園				7:00~8:00、16:00~18:00
岩沼はるかぜこども園				
岩沼西こばと幼稚園・ぶどうの木保育園				
豆 の 木 保 育 園				
ひなたぼっこ子どもの園				



### ◎延長保育

保護者の労働時間や家庭の状況等、やむを得ない事情で保育時間区分内に送迎ができないと認められる場合は、上記の延長保育時間内で延長保育を行います。各保育所等へ申込書を提出してください。

なお、延長保育の利用は、利用者負担額（保育料）とは別に月額負担金があります。公立保育所の金額については、下記のとおりとなります。

	延長保育①	延長保育②	延長保育③
保育標準時間	—	—	18:00~19:00 (2,000円/月)
保育短時間	7:00~8:00 または7:30~8:00	16:00~18:00	18:00~19:00 (2,000円/月)
	(1,000円/月)		

※私立については、各園にお問い合わせください。

### (3) 保育を必要とする事由

2号認定または3号認定を受けるには、保育の必要性が要件となります。児童の保護者がP8の事由に該当する場合、保育の必要性が認められるため、教育・保育給付認定を受けることができます。

#### 《給付認定の有効期限》

◎保育を必要とする事由に応じた認定期間が有効期限となります。（詳細は左ページのとおり）

◎引き続き保育が必要な場合は、期限が切れる前に給付認定の期限更新手続きを行ってください。

#### 《給付認定の内容変更について》

◎給付認定及び保育必要量の変更は月単位です。月途中で認定状況に変動があった場合は、翌月からの変更となります。

※利用者負担額（保育料）も保育必要量に応じて、月単位で変動します。

◎給付認定の内容（氏名、住所、保育を必要とする事由、世帯員の増減、障害者手帳の取得状況等）に変更が生じた場合は、**変更申請の手続きが必要**です。詳しくは子ども福祉課へお問い合わせください。

※教育・保育給付認定期間が満了した場合や、P8の事由に該当しなくなった場合は、保育所等を利用することができません。引き続き保育所等を利用するためには、新たに上記の事由に該当し、2号認定または3号認定を受ける必要があります。

※令和6年度一斉申込み時（令和5年10月）に新規で子どものための教育・保育給付認定を申請された方に関しては、支給認定証の送付は令和6年2月以降を予定としております。予めご了承ください。（子ども・子育て支援法第20条第6頁ただし書きの規定による。）

### 3. 申込みから決定までの流れ

#### (1) 令和5年12月～令和6年5月に入所希望の場合

教育・保育給付  
認定申請  
入所申込み  
(10月11日～17日)

申込みをするお子さんを連れて、保護者の方がお越しください

申込受付期間：令和5年10月11日（水）から10月17日（火）まで

※土日を除く

※お子様が体調不良の場合は、来庁前にお電話でご相談ください。

※お待ちいただくことも想定されますので、音の鳴らないおもちゃ等をご持参ください。

※混雑緩和のため、来庁予約が可能となっています。詳細は別紙チラシからご確認ください。

※受付期間を過ぎたお申込みは、優先順位が下がる場合があります。

申込受付場所：市役所6階第1会議室

(受付時間：9:00～12:00、14:00～17:00)

- ・申込み時にご家庭の状況及びお子さんの発達状態を確認します。
- ・必要書類のほかに、「印鑑」と「母子手帳」をご持参ください。

利用調整  
(12月末まで)

・保育を必要とする事由に対して、添付書類をもとに岩沼市で調整を行います。主に保育が必要である事由や世帯として配慮が必要な場合などを考慮し、緊急度の高い順に調整を行います。

・定員の都合等により、第1希望の保育所等へ入れない場合は、第2希望以降を考慮し、調整を行います。お待ちいただくこともありますのでご了承願います。希望する保育所等の記入が第1希望のみの方は、長期間お待ちいただくこともありますので、予めご了承ください。

利用調整が  
ついた場合

各保育所等で面接

- ・面接実施通知書を12月末に郵送予定です。  
当日はお子さんと一緒に各保育所等で面接を行います。

利用調整結果通知等の郵送

- ・面接をもとに、保育所等での生活に支障がないと判断した場合、調整先が保育所の場合は「利用調整結果通知兼入所決定通知」、認定こども園（保育所部分）または小規模保育事業の場合は「利用調整結果通知」を2月以降に郵送します。
- ・調整先が認定こども園（保育所部分）または小規模保育事業の場合は、各施設と入所についての契約の締結が必要になります。

入所説明会

- ・各保育所等での入所説明会に参加します。

入所希望日から慣らし保育開始

- ・入所日より前に慣らし保育を行うことはできません。

利用者負担額（保育料）決定

- ・入所後に利用者負担額を決定します。

利用調整が  
つかない場合

入所調整がつかない場合は、待機していただきます

- ・利用調整結果通知は初月のみの郵送となります。
- ・定員に空きが出た場合、改めて利用調整を行い、調整がついた場合のみ、電話にてご連絡いたします。
- ・「保育所待機児童証明書」が必要な場合は、事前にご連絡の上、子ども福祉課へお越しください。

申込み時に保育所入所（保育所等利用調整）申込書を提出した方につきましては、子どものための教育・保育給付認定の申請が必要です。利用調整結果通知等に申請書を同封いたしますので、期日までにご提出していただきますようお願いいたします。

※マイナポータルからお申込みする場合でも、上記の申込受付期間中に「印鑑」と「母子手帳」をお持ちの上、お子さんと一緒にご来庁ください。なお、申込内容の事前確認のため、来庁される日の原則5日前までにマイナポータルから申込を行ってください。

※令和5年12月～令和6年3月に入所希望の方の利用調整につきましては、右ページ随時申し込みの流れと同様になります。



## (2) 令和6年6月～令和6年11月の入所希望及び随時申し込みの場合

### 教育・保育給付 認定申請 入所申込み

申込みをするお子さんを連れて、保護者の方がお越しください

申込受付期間：入所希望日の前月の5日まで（土日祝日にあたった場合はその前の開庁日）

例：7月1日入所希望の場合 ⇒ 6月5日まで

申込受付場所：市役所3階 子ども福祉課

- ・申込み時にご家庭の状況及びお子さんの発達状態を確認します。
- ・必要書類のほかに、「印鑑」と「母子手帳」をご持参ください。

### 利用調整 (入所希望月の前月)

- ・保育所等に空きが出た場合、岩沼市が利用調整を行います。
- ・保育を必要とする事由に対して、添付書類をもとに岩沼市で調整を行います。主に保育が必要である事由や世帯として配慮が必要な場合などを考慮し、緊急度の高い順に調整を行います。

#### 利用調整が ついた場合

#### 各保育所等で面接

- ・保育所等と日程調整を行います。  
当日はお子さんと一緒に各保育所等で面接を行います。

#### 利用調整結果通知等の郵送

- ・保育所等での生活に支障がないと判断した場合、調整先が保育所の場合は「利用調整結果通知兼入所決定通知」、認定こども園（保育所部分）または小規模保育事業の場合は「利用調整結果通知」にてお知らせいたします。
- ・調整先が認定こども園（保育所部分）または小規模保育事業の場合は、各施設と入所についての契約の締結が必要になります。

#### 入所希望日から慣らし保育開始

- ・入所日より前に慣らし保育を行うことはできません。

#### 利用者負担額（保育料）決定

- ・入所後に利用者負担額を決定します。



#### 入所申込みの取下げについて

保育所等の入所希望が無くなった際には、申込取下げの手続きが必要です。  
子ども福祉課窓口までお越しください。

①入所申込みのみ取下げる場合 ⇒ 「保育所入所（保育所等利用調整）申込取下書」

②教育・保育給付認定も併せて取下げる場合

(1)支給認定証交付前 ⇒ 「子どものための教育・保育給付認定申請取下書」

(2)支給認定証交付後 ⇒ 「子どものための教育・保育給付認定取下書」

## 4. 申込みに必要な書類及び保育を必要とする事由について

2人以上のお子さんの申込みをする場合は、人数分の申込用紙をご用意ください(保育の必要性を確認する書類はコピー可)。

同居家族については、住民票の有無や世帯分離の有無に関わらず実態のご記入をお願いします。また、申込みの際は家庭の状況等をお聞きするので、必ず保護者の方が子ども福祉課へお越しくください(郵送不可)。書類不備の場合は受付できませんので、ご注意ください。

に✓を付けて、ご確認ください。

### ①申込用紙【必須】※児童1人につき1枚、どちらか該当する方を提出ください。

保育所入所(保育所等利用調整)申込書 ※現在育児休業取得中の方、求職活動予定の方、就労先が内定している方

子どものための教育・保育給付認定申請書(法第19条第1項第2号・第3号)兼保育所入所(保育所等利用調整)申込書 ※上記以外の方

### ②保育の必要性を確認する書類【必須】

- ・申込みが複数の場合は、原本を1部用意し、不足分は写しを添付してください。
- ・児童の保護者(父、母)は必ず書類の提出が必要です。
- ・69歳以下の祖父母や親族と同居しており、書類の提出が出来ない場合、利用の優先度が下がります。

保育を必要とする事由		必要書類	備考
<input type="checkbox"/> 就労 (内定含む)	雇用されている (会社員・公務員・パート・派遣社員・内職等) ※法人の代表者である場合も含まれます。	就労時間が月60時間以上の労働に従事している場合 ※フルタイムのほかパートタイム、夜間など、基本的にすべての就労(居内労働を含む: 自営業・在宅勤務等)が対象となります	就労証明書  勤務先から証明を受けてください
	自営業 (個人事業主等)	自営申出書	最新の確定申告書の写しまたは締結している契約がある場合は契約書等の写しの添付が必要です
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	母親が妊娠中(出産間近)であるか、または出産後間もないため、その児童の保育ができない場合	母氏名、出産(予定)日が確認できるページの母子手帳の写し	出産日と予定日が異なる場合は変更手続きが必要となります
<input type="checkbox"/> 保護者の疾病・障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、または自身に障害があるためその児童の保育ができない場合	診断書または障害者手帳(※) ※身体障害者手帳1～3級 精神障害者保健福祉手帳1～3級 療育手帳A・B	診断書を提出する場合は療養が必要な期間と日中保育が難しい旨の記載、手帳を根拠とする場合は等級が確認できるページの提示が必要です
<input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護 ※長期間入院等をしている親族を含む	兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時、介護または看護している場合	①介護・看護申出書 ②介護・看護を受ける方の診断書または障害者手帳等(※) ※身体障害者手帳1～2級 精神障害者保健福祉手帳1～2級 療育手帳A・B 介護保険被保険者証要介護3～5	診断書を提出する場合は常時介護が必要な旨の記載、手帳を根拠とする場合は等級が確認できるページの提示または写しの提出、介護保険被保険者証を根拠とする場合は写しの提出が必要です
<input type="checkbox"/> 災害復旧	火災、風水害または地震などの災害により、その児童の家屋を失ったり破損したため、復旧にあたり、その児童の保育ができない場合	被災証明書または り災証明書	
<input type="checkbox"/> 求職活動	保護者が求職活動中のため、その児童の保育ができない場合(起業準備を含む) ※入所決定期間は90日を経過する日が属する月の末日までとなります	求職活動(起業準備)中であることの申立書または求職活動予定であることの申立書	保育所入所希望日から90日以内の期間で記入してください
<input type="checkbox"/> 就学	職業訓練校等における職業訓練等を受けている場合	在学証明書	在学中の学校から証明を受けてください
<input type="checkbox"/> 育児休業中	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	就労証明書 (兼産休・育休証明書)	休職の場合欄に育児休業の期間が記載されたもの

### ③転入予定での申込の場合【該当者のみ】

□保育所入所に関わる転入予定であることの申出書

□住宅建築請負契約書・賃貸借契約書等の写し等

※転入を検討中で、転入先の住所が確認できない場合、申込はできません。

### ④状況に応じて必要な書類【該当者のみ】

※家庭の状況を聞き取りの上、子ども福祉課よりご案内します。

※状況に応じて必要な書類の提出がない場合、利用者負担額(保育料)階層を決定できないことや、多子世帯に対する利用者負担額(保育料)の軽減を受けられないことがあります。

必 要 書 類	備 考
□同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等入所後の利用者負担額（保育料）算定にあたり、児童と同居している親族の課税状況について、他市町村へ照会する場合があるため、同意を求めるものです。</li> <li>・以下に該当する場合は提出が必要です。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和5年12月～令和6年8月に入所(園)希望で、令和5年1月1日時点の住所が市外の方</li> <li>②令和6年9月～令和7年8月に入所(園)希望で、令和6年1月1日時点の住所が市外の方</li> </ul> </li> </ul>
□在園証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の兄弟が以下に該当する場合は提出が必要です。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①市外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部又は保育所に在籍している場合</li> <li>②市外の地域型保育を受けている場合</li> <li>③企業主導型保育事業を利用している場合</li> <li>④児童発達支援、医療型児童発達支援又は居宅訪問型児童発達支援を受けている場合</li> <li>⑤児童心理治療施設に通っている場合</li> </ul> </li> </ul>

### ⑤個人番号（マイナンバー）関係書類

◎個人番号の記載が必要となる申請書等は、次のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものための教育・保育給付認定申請書</li> <li>・子どものための教育・保育給付認定変更申請書</li> <li>・子どものための教育・保育給付認定申請内容変更届</li> <li>・子どものための教育・保育給付認定証再交付申請書</li> </ul>
--

上記の書類の提出におきまして、申請に来られた方の「①本人確認のための書類」が必要となります。

□①本人確認のための書類〈提示〉	
(以下のような顔写真のある確認書類1点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード（マイナンバーカード）</li> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳 等</li> </ul>	(以下のような顔写真のない本人確認書類2点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険被保険者証</li> <li>・年金手帳</li> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・特別児童扶養手当証書 等</li> </ul>

書類上の申請者ではない代理人の方（例：申請者の配偶者の方）が窓口に来られる場合、「②代理人の代理権確認のための書類」が必要となります。

#### □②代理人の代理権確認のための書類（写しを提出）

- 申請者本人の個人番号カード（マイナンバーカード）
- 申請者本人の運転免許証
- 申請者本人のパスポート
- 申請者本人の身体障害者手帳
- 申請者本人の精神障害者保健福祉手帳
- 申請者本人の療育手帳
- 委任状
- 法定代理人の資格を証する書類 等

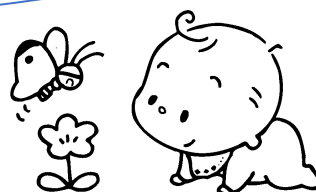
★市ホームページからも必要書類をダウンロードすることができます★

（ホーム→かんたん検索→子育て→保育→

令和5年12月以降入所を希望される方の保育所等入所申込について をクリックしてください。）

市ホームページアドレス：<http://www.city.iwanuma.miyagi.jp>

## 5. 申込みと利用調整における注意点



入所申込受付後は、岩沼市で利用調整を行います。主に保育が必要である事由や世帯として配慮が必要な場合などを考慮し、緊急度の高い順に調整を行います。以下の注意点について予めご了承ください。

- ①入所申込書にて記載された希望施設のみで利用調整を行います。他施設において空きがある場合でも、記載されていない施設への調整は原則行いません。
- ②保育サービスの必要量の安定的な確保のため、入所申込書に記載された希望施設のうち、公立保育所よりも私立保育施設等への入所調整が優先される場合があります。
- ③育児休業からの復職を理由に申込をする場合は、入所日から4週間以内の復職、または1日付けの入所の場合は翌月1日の復職となります。ただし、新年度（4月1日）入所の場合に限り、ゴールデンウィーク明けの復職を可能とします。  
（例）令和6年4月1日入所⇒令和6年5月1日復職・もしくは令和6年5月7日復職  
令和6年4月15日入所⇒令和6年5月13日復職  
※復職までの期間がこれより延びる場合、入所後であれば退所になる場合があります。
- ④入所申込後に申込内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。速やかに子ども福祉課までご相談の上、ご来庁ください。  
（例）・希望施設を変更したい場合  
・入所希望日を変更したい場合  
・保護者の就労状況が変化した場合（就労時間や勤務日数の変更・就労先の変更・病気休業の取得・求職活動への変更等）  
・求職活動後、内定をもらった場合  
・引っ越しをした場合  
・世帯構成員が変化した場合  
・お子さんの健康・発達状態に変化があった場合 等  
※保育の必要性を確認する書類の再提出が必要になる場合があります。  
※申込内容変更は、申込受付同様に前月5日までを締切とし、次月の利用調整に反映されます。  
※電話連絡による内容変更は受付できません。

## 6. 利用者負担額（保育料）について

### ○利用者負担額（保育料）算定の根拠となる税

利用者負担額（保育料）は、各世帯の所得に応じた負担（応能負担）となり、利用者負担額の算定基礎は「市町村民税」の課税状況や年度当初の教育・保育給付認定区分、保育の必要量により決定しております。

岩沼市では、国の制度や現在の税制等に基づき、利用者負担額（保育料）を定めています。

なお、令和6年4月入所（園）の児童ごとの利用者負担額決定は、令和6年4月中旬を予定しております（途中入所の方を除く）。また、決定前に利用者負担額をお伝えすることはできませんのでご了承ください。おおよその金額を知りたい場合は、課税状況がわかる書類（該当年度の税額決定通知・課税証明書等）をご準備の上、子ども福祉課まで問い合わせください。

対象月	算定根拠となる税
令和5年12月～令和6年8月分	令和5年度市町村民税所得割・均等割額に基づいて算定（令和4年所得分）
令和6年9月～令和7年8月分	令和6年度市町村民税所得割・均等割額に基づいて算定（令和5年所得分）

◎利用者負担額（保育料）を決定する際の市町村民税所得割課税額計算にあたっては、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除等）は適用されませんのでご注意ください。

◎岩沼市に住民票のある方が他自治体で課税されている場合は、必ず子ども福祉課にご連絡ください。

### ○利用者負担額（保育料）の算定対象となる方

利用者負担額（保育料）は、保護者の市町村民税額を基に算定しており、次の「扶養親族」を算定対象としています。

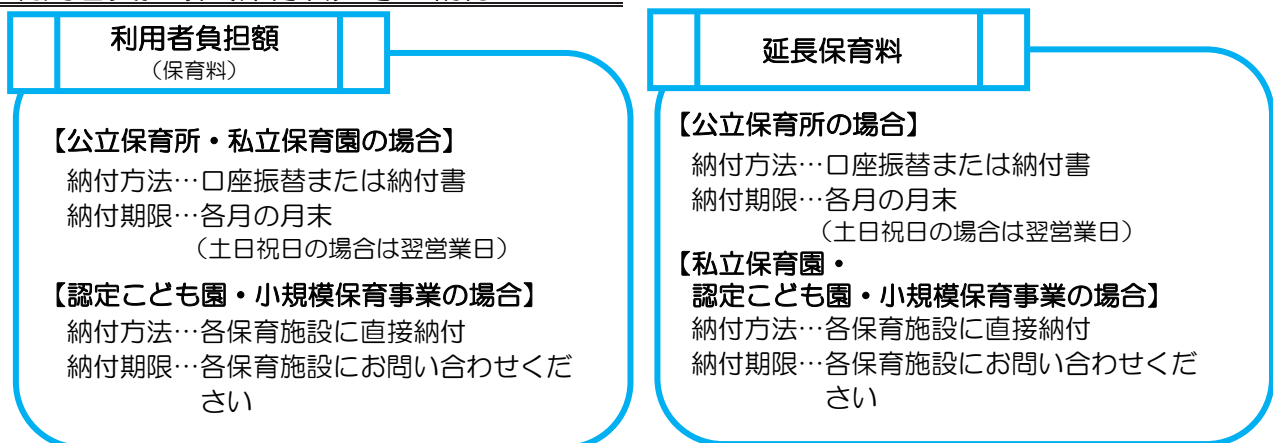
◎父、母、事実婚の父母（保護者）

◎同居している祖父母⇒保護者の市町村民税が**非課税の場合のみ**、算定対象となります。

※「同居」とは…実態として居住していることです（住民票が無い場合や世帯分離の場合も同居とみなします）。

ただし、生活費が別々であることを証明する書類があれば、算定対象とはいたしません。書類を持参のうえ、ご相談ください。

### ○利用者負担額（保育料）等の納付について



◎利用者負担額（保育料）は、保育士等の人件費、施設の管理費などにあてられる大切なものです。これらの費用を維持するためにも、利用者負担額（保育料）は必ず納付期限内に納めてください。期限内に納付が無い場合、地方税の滞納処分の例に基づき、給与、預貯金、不動産等の財産について調査し、差押等の処分を行うことがあります。利用者負担額（保育料）の支払いが難しい場合は、子ども福祉課へご相談ください。

◎認可保育所等に入所できなかったご家庭や、利用者負担額（保育料）を納付しているご家庭との公平性の観点から、利用者負担額（保育料）の滞納は見逃すことのできない問題として、本市では収納対策の強化に取り組んでいます。

## ○ 岩沼市利用者負担額（保育料）基準額表

令和5年10月1日以降（予定）

保育利用（2号・3号認定）《認可保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業》						
各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	市町村民税均等割の額のみ世帯	11,000	10,800	0	0	
C2	市町村民税 所得割のある 世帯であ って、その 額が次の区 分に該当す る世帯	48,600円未満	13,400	13,100	0	0
C3		48,600円以上51,000円未満	15,400	15,100	0	0
C4		51,000円以上56,000円未満	17,400	17,100	0	0
C5		56,000円以上57,700円未満	20,000	19,600	0	0
C5-1		57,700円以上59,000円未満	20,000	19,600	0	0
C6		59,000円以上77,101円未満	25,200	24,700	0	0
C6-1		77,101円以上78,000円未満	25,200	24,700	0	0
C7		78,000円以上97,000円未満	30,000	29,400	0	0
C8		97,000円以上115,000円未満	39,800	39,100	0	0
C9		115,000円以上169,000円未満	44,500	43,700	0	0
C10		169,000円以上237,000円未満	51,000	50,100	0	0
C11		237,000円以上301,000円未満	54,500	53,500	0	0
C12		301,000円以上397,000円未満	55,300	54,300	0	0
C13	397,000円以上	56,100	55,100	0	0	

単位：円

◎利用者負担額（保育料）の年齢区分は4月1日現在の年齢により区分が行われます。年度の途中で誕生日を迎え満3歳に達し、3号認定から2号認定に変更になった場合でも、利用者負担額の変更はありません。教育・保育給付認定証につきましては、3歳に到達する前月に3号認定から2号認定に変更になった認定証を発行します。

◎児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、「B～C6-1」階層に認定された場合には、この表の規定に関わらず、それぞれ、次ページに掲げる徴収金基準額とし、生計を一にする世帯から2人以上の教育・保育給付認定保護者と生計を一にする教育・保育給付認定保護者に監護される未成年者、教育・保育給付認定保護者に監護されていた者及び教育・保育給付認定保護者又は配偶者の直系卑属がいる場合における利用者負担額は第1子は利用者負担額、第2子以降は無料とします。

- (1) 「母子世帯等」：母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」：次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。（各種手帳の写しをご提出ください）
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」：保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。

## ○利用者負担額（保育料）軽減措置の拡充について

### (1) 要保護世帯（ひとり親世帯等）に係る特例措置の拡充

教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、要保護世帯（ひとり親世帯、障害児（者）のいる世帯）で、「B～C6-1」階層に属する世帯に該当する場合、利用者負担額軽減措置のさらなる拡充及び減免に係る子どもの年齢上限が撤廃されます。第1子は下表の基準額、第2子以降は0円となります。

※年齢上限の撤廃は、一部書類の提出が必要となります。詳細は「(3) 多子世帯状況報告書について」をご覧ください。

≪要保護世帯（ひとり親世帯等）、利用者負担額（保育料）基準額表≫

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分	3号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳以上児）	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
B 市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C1 市町村民税均等割 課税世帯	4,500円	4,400円	0円	0円
C2 市町村民税所得割額 48,600円未満	5,000円	4,900円	0円	0円
C3 市町村民税所得割額 48,600円以上 51,000円未満	6,000円	5,800円	0円	0円
C4 市町村民税所得割額 51,000円以上 56,000円未満	7,000円	6,800円	0円	0円
C5 市町村民税所得割額 56,000円以上 57,700円未満	8,000円	7,800円	0円	0円
C5-1 市町村民税所得割額 57,700円以上 59,000円未満	8,000円	7,800円	0円	0円
C6 市町村民税所得割額 59,000円以上 77,101円未満	9,000円	8,800円	0円	0円
C6-1 市町村民税所得割額 77,101円以上 78,000円未満	9,000円	8,800円	0円	0円

### (2) 多子世帯の利用者負担額（保育料）の減免に係る子どもの年齢上限の撤廃

同一世帯の複数の子どもの利用者が保育所等を利用する場合、利用者負担額（保育料）が軽減されます。第1子は基準額、第2子は基準額の2分の1を乗じて得た額、第3子以降は0円となります。ただし、階層により対象となる子どもの年齢上限が異なります。

◎「B～C5-1階層」に該当する場合…子どもの年齢上限撤廃 ※詳細は下記のとおり

◇多子軽減の子どもの数にカウントされる対象◇

- ① 小学生から高校生までの兄弟（別居している場合も含む）
- ② 大学生（専門学校生、浪人生）で、保護者に扶養されている子ども
- ③ 保護者または配偶者の直系卑属で、保護者に扶養されている子ども

◎「C6～C13階層」に該当する場合…小学校就学前までの子ども

※上の子どもの利用者負担額（保育料）が幼児教育・保育の無償化の対象となり、0円であってもこの取扱いは適用されます。

### (3) 多子世帯状況報告書について

多子軽減に係る子どもの年齢上限の撤廃の対象となる世帯で、上記の「①現在別居している高校生以下の子ども」「②③に該当する子ども」がいる場合は、「多子世帯状況報告書」の提出が必要になります。該当すると思われる世帯については、速やかに子ども福祉課にお申し出ください（多子世帯状況報告書に扶養を証明する書類や在学証明書等の添付が必要となります）。

なお、①のうち、現在同居している小学生から高校生までの子どもについては、決定した利用者負担額（保育料）の額に反映されていますので、報告書の提出は不要です。

≪ご注意≫

幼稚園に入園している子どもがいる場合は、在園証明書の提出が必要です。必ずご提出ください。

## 7. その他

### (1) 入所期間

保育を必要とする事由に該当する場合は、保育の実施を希望する期間（最長で就学前まで）が入所期間となります。なお、入所後、保育の必要性の認定基準（教育・保育給付認定）に該当するかを確認するため年に1度「現況届」をご提出いただきます。

### (2) 休日

- ・日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
- ・12月29日～翌年1月3日
- ・その他、特に市長が必要と認めるとき

### (3) 慣らし保育

集団生活に慣れるには個人差があり、初めからの長時間保育は、お子さんに大きな負担となります。

新規に入所するお子さんについては、集団生活への適応等を目的として、通常の保育時間よりも短い時間に限定して保育する、いわゆる「慣らし保育」を行います。お子さんの状況をみながら少しずつ保育時間をのばしていきます。

※入所日より前に慣らし保育をすることはできません。

※慣らし保育の期間については、入所（園）施設に直接お問合せください。

### (4) 障害児保育について

各施設では、お子さんの発達状況や個性をふまえながら、集団の中で成長できるように配慮をして保育に取り組んでいます。集団保育が可能なお子さんが対象です。お子さんの状況や保育士の配置等により、利用時間を個別相談させていただく場合があります。具体的にお子さんの状況を把握し、受入れの体制を整えるため、医師の診断書等の提出をお願いする場合があります。

## ◎幼児教育・保育無償化について

令和元年10月1日から利用者負担額（保育料等）が無償となりました。保育所等を利用する場合の対象者等は以下のとおりになります。

### ○対象者

- ・3～5歳のすべての子ども（保育所等は3歳児クラスからになります。）
- ・0～2歳の市町村民税非課税世帯の子ども

### ○無償化の対象

- ・保育所等の保育料…全額

※通園送迎費、食材料費、行事費、保育所延長保育料などは保護者負担となります。

## ○食材料費（副食費＝おかず代）について

公立 保育所 3歳 以上 児	金額	<b>4,500円（国が示している額）</b> ※3歳未満児は保育料に食材料費が含まれるため発生しません。 ※国の制度改正により変動する場合があります。
	納付日・納付方法	毎月末日（当該日が土・日・祝日の場合は、次の金融機関営業日）に口座振替による納付となります。 ※口座振替の手続きをしていない場合は、納付書でお支払いいただきます。
	減免制度	給食を食べない日が連続して5日以上あることが予め分かっている場合は、「食材料費減免申請書」を食べない日の初日の前の日から起算して2週間以上前に提出すると、食材料費（副食費）の減免を受けることができます。通っている保育所にお問い合わせください。

★私立については取り扱いが異なるので通っている園に直接お問い合わせください。

## ○食材料費の免除について（公立・私立保育所、認定こども園2号認定の3歳以上児の場合）

年収360万円未満相当世帯の児童、第3子以降の児童については、食材料費の免除対象となります。対象となる方には、別途通知します。



## ◎病気とその扱いについて

学校保健安全法では、感染性のある病気にかかった時は、集団生活を停止しなければならないことを指示しており、保育所等でもこれに準じています。その主な病気と登所停止期間は下記の一覧のとおりであり、その病名と診断された後に登所（園）する場合は、医師の治癒証明が必要となります。

※感染症のある病気についての登所（園）停止期間については、あくまで目安であり、医師の診断に従うものとします。

※治癒証明書の用紙は、各保育所等で受け取ってください。

### 感染性のある病気

種類	病名	原因	感染経路	主要病状	登所（園）停止期間
第一種	法定感染症				感染症予防法によって措置される
第二種	インフルエンザ	ウイルス	接触飛沫	発熱、せき、くしゃみ、頭痛、咽喉痛	発生した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	細菌	接触飛沫	発熱、夜間にはげしいせき、ねばっこい痰	特有のせきが消えるまで、または5日間の適正な薬による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	ウイルス	接触飛沫	発熱、食欲不振、口中や首に赤い発疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺（おたふくかぜ）	ウイルス	接触飛沫	発熱、耳下腺（耳たぶの下）がはれる	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	ウイルス	接触	発熱、発疹	発疹が消えるまで
	水痘（水ぼうそう）	ウイルス	接触飛沫	発熱、顔、手足、胸に粟粒大の発疹、その後水きすがやぶれて、かさぶたができる	全部の発疹にかさぶたができるまで
	喉頭結膜熱	ウイルス	飛沫経口	眼の充血、まぶたがはれる、涙や目やにが出る	主要症状が消えてから2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	ウイルス	接触飛沫 エアロゾル	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻水、味覚・嗅覚異常（無症状の場合もある）	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで（無症状の場合は検体採取日を0日として、5日を経過するまで）
	結核	ウイルス	飛沫	咳、痰、血痰、全身倦怠感など	感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	細菌	飛沫	発熱、頭痛、胆吐、意識障害、けいれん、髄膜刺激症状など	感染の恐れがないと認められるまで	
第三種	流行性角結膜炎	ウイルス	接触経口	眼の充血、まぶたがはれる、涙や目やにが出る	治癒するまで
	急性出血性結膜炎	ウイルス	接触経口	高頻度に結膜下出血を起こす	治癒するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	細菌	経口感染	腰痛、水様性下痢、出血性下痢	治癒するまで
	その他の感染症				治癒するまで

※飛沫感染・・・咳や会話の際に飛び散る唾液によって感染すること。

※エアロゾル感染・・・飛沫より更に小さな水分を含んだ状態の粒子によって感染すること。

※接触感染・・・分泌物などに触れることで感染すること。

※経口感染・・・病原菌やウイルスのついた飲食物等を摂取することで感染すること。

## 8. 保育所等が保護者から直接徴収するものについて（予定）

R5.9月現在

(円)

色付きの部分については、希望者のみとなります。

項目 保育所等名	3歳以上児 教材費 (クレヨン等)	被服費 (制服、帽子等)	布団持参者		布団リース (洗濯・ 乾燥込)	※1 主食料	3歳以上児 食材料費 副食費	そ の 他	
			布団乾燥費	布団洗濯費					
東 保 育 所	新入児のみ 1,900/年	新入児のみ 960/年	— ※3	—	—	—	4,500/月	—	—
相 の 原 保 育 所	新入児のみ 1,630/年	新入児のみ 960/年	— ※3	—	—	—	4,500/月	—	—
西 保 育 所	新入児のみ 1,380/年	新入児のみ 890/年	— ※3	—	—	—	4,500/月	—	—
岩 沼 保 育 園	新入児のみ 1,500/年	新入児のみ 1,000/年	400/月	—	—	—	4,500/月	おむつ処理代 0.1歳児300/月 2歳児150/月 衛生費250/月	実費/年 遠足代
竹 駒 保 育 園	—	新入児のみ 870/年	保護者会費から 支出	—	—	—	4,500/月	0.1歳児 2,400/年 2歳児 1,200/年 衛生費として	2,500/年 遠足代
岩 沼 北 保 育 園	新入児のみ 860/年	新入児のみ 990/年		—	—	3歳児から 1,000/月	4,500/月	新入児のみ 290/年 おたよりケース代 500/月 保健衛生費	—
ほのぼの 保 育 園	新入児のみ 3,250/年 (個人購入可)	新入児のみ 570/年	200/回 (年5回)	630/回 (年1回)	900/月	—	4,500/月	180~500/年	2,500/年 遠足代
ひよこ園	新入児のみ 5,000/年	3歳児から 2,200~/枚 ※0~2歳児 600/年	—	—	900/月	3歳児から 1,000/月	4,500/月	ノート・シール 600/年	実費/年 遠足代
J's 保 育 園岩沼	2,600/新入 園児のみ	1,080/新入園児 のみ	660/月 (税別) (布団持ち 帰り無)	1,400/年	1,400/月 (税込み)	3歳児から 1,000/月 (税込み)	4,500/月	名札120/新入園児のみ 離乳食ノート190/随時 1~2歳児連絡 ノート170/随時 3~5歳児出席 ノート・シール780/年 おむつ処理代 150/月 0歳児 ウォーターサーバー 300/月	0~4歳児 行事費1,320/年 5歳児 行事費1,650/年 3~5歳児 絵本500/月 卒園アルバム代/ 実費 卒園児花代440 ※おむつのサブス ク導入検討中
チアフル こども園	新入児のみ 450/年 製作袋代	新入児のみ(3~5歳児) 2,980/年 新入児のみ(0~2歳児) 940/年	—	—	—	3歳児から 1,000/月	※2 4,500/月	保育衛生費 0・1歳児 500/月	保育衛生費 2歳児 1,500/年
岩沼はる かぜこども 園	3歳以上児のみ 2,360/年	新入児のみ 940/年 帽子代	2,500/年	1,500/年	1,400/月 (同時在園兄弟 の場合) 第2子700/月 第3子0/月	3歳児クラスから 1,000/月	※2 4,500/月	0歳児のみ300/月 ウォーターサーバー 4.5歳児進級時粘土代 470/年	写真販売代 実費 園外保育代 実費 卒園アルバム代 実費
岩沼西こば と幼稚園・ ぶどうの木 保育園	新入児のみ 8,000/入 園時 モンテッソー リ教育費 2,000/月	3歳児から 37,000/入園時 ※1.2歳1,100/年 帽子代	—	—	—	3歳児から 1,000/月	※2 4,500/月	(2号認定児) 肝油代:200/月 行事参加費 遠足代:約5,000/年 活動記録提供費 卒園文集代:1,400/年 卒園アルバム代:実費 活動写真代:110~/年 DVD・CD代:2,000~/年 スクールバス代:3,500/月 ICタグ代:300/入園時	(3号認定児) 連絡帳 約200 おむつ処理代 300/月 行事用プレゼント代 2,000/年 ICタグ代300/入園時
豆 の 木 保 育 園	—	新入児のみ 1,061/年 帽子代	—	—	—	—	—	連絡ノート 190/冊(0歳児) 150/冊(1・2歳児)	衛生費として 300/月 プレゼント代 行事用 1,500/年
ひなた ぼっこ 子ども園	—	新入児のみ 2,500/年 ※帽子等代	—	—	400/月	—	—	年間諸経費 連絡ノート他 1,000/年	遠足代1,000/年 USBアルバム代 1,000/年

※1 3歳以上児は、主食（白ごはん）を持参となりますが、園で提供できるところがあります。

※2 認定こども園の1号（幼稚園）部分につきましては、直接園にお問い合わせください。

※3 公立保育所については、布団の購入や毎月の乾燥費は不要ですが、午睡用のマット（8,000円）の購入が必要となります。

①保護者会費は、別途各保育所等保護者会で決定し徴収します。（毎月450~700円程度）ただし、J's 保育園岩沼、岩沼はるかぜこども園、岩沼西こばと幼稚園・ぶどうの木保育園の3号部分、豆の木保育園、ひなたぼっこ子どもの園に保護者会はありません。

②遠足代は、行き先によって金額が変わります。

③上記以外に、保険に加入していただきます。詳しくは各保育所等に直接お問い合わせください。

## 9. 保育所等の退所について

入所（園）された後、家庭の事情等で退所（園）する時は、通所保育所等に早めに連絡し、保育所等へ該当書類を提出してください。

- ①退所と併せて教育・保育給付認定も取り下げの場合  
⇒「子どものための教育・保育給付認定取下書」
- ②教育・保育給付認定を受けつつ、退所をする場合  
⇒「保育所退所届」

※退所届の用紙は各保育所等または子ども福祉課にあります。申請内容により申請用紙が異なりますのでご注意ください。

また、下記のような場合、保育所等を利用することができなくなりますのでご注意ください。

- ◎岩沼市外に居住（転出）する場合
- ◎教育・保育給付認定期間が満了となった場合
- ◎保育を必要とする認定を受けることができなくなった場合

- （例）
  - 「就労を理由に保育施設を利用していたが、退職した（月60時間以上就労していない）」
  - 「求職活動を理由に保育施設を利用したが、就労しなかった（90日以内に就労しなかった）」
  - 「疾病を理由に保育施設等を利用していたが、完治した」

## 10. よくあるご質問 Q&A

Q1. 支給認定証が自宅に届きました。保育所等の利用はすぐにできますか？

A1. 支給認定証は保育所等入所の決定通知ではありません。保護者の方の就労状況等を基に、保育所等の利用が必要であると認められた証となります。入所の決定通知ではありませんが、保育所等を利用するにあたり必要なものとなりますので、大切に保管してください。

Q2. 3号認定（3歳未満）の子どもが満3歳になった場合、何か手続きが必要ですか？

A2. 市が変更の手続きを行いますので、改めてお手続きをする必要はありません。

Q3. 転入の手続き前でも、申込みはできますか？

A3. 転入予定の場合でもお申込みをいただくことは可能です。ただし、転入予定先（住所）を明確にしてからお申込みいただくことが必要となります。入所できるとなった場合、入所日前には、岩沼市内に住民登録及び教育・保育給付認定が必要となりますのでご注意ください。

Q4. 保育所等にすぐにでも入りたいのですが、可能ですか？

A4. 原則として、入所希望月の前月5日が申込締切日となります。期限内でのお申込みをお願いいたします。

Q5. 申込み時点で、まだ産まれていない子どもの申込みはできますか？

A5. 出生後からのお申込みをお願いいたします。また、受入月齢については保育所等ごとに決まっています。

Q6. 利用調整の結果待機となりましたが、再度入所申込は必要ですか？

A6. 一度待機となった場合でも、再申込は不要です。引き続き調整がつくまで毎月利用調整が行われます。申込内容を変更する場合や、申込を取り下げする場合には手続きが必要となります。

Q7. 利用者負担額（保育料）の口座引き落とし日が月末とありますが、土日祝日になった場合は、いつになりますか？

A7. 翌日の平日に当たる日となります。

Q8. 保育所等を欠席した場合、利用者負担額（保育料）は、日割り計算されますか？

A8. 原則、日割り計算されません。欠席しても毎月の利用者負担額はお支払いいただきます。

Q9. 待機証明の発行はどのくらいかかりますか？

A9. 申請後2～3日後にお渡し可能です。ただし、入所希望施設で利用調整がついたにも関わらず入所を辞退した場合や、利用希望日以前の待機証明の発行はいたしかねますのでご了承ください。

# 11. 避難情報発令時の対応方針について

岩沼市では岩沼市内の保育施設における避難情報発令時の対応方針を以下のとおり定めています。当該対応方針を踏まえた保育施設の対応（連絡方法や避難場所等）につきましては、各保育施設にご確認ください。

## 1. 避難情報（施設所在地域）を開所（園）時刻までに発令している場合（保育時間前）

警戒レベル	避難情報等	保育施設の対応
警戒レベル1	早期注意情報（ <b>気象庁が発表</b> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所（園）</li> <li>・警戒レベル上昇の可能性を考慮し、必要に応じて休所（園）の準備を行います。</li> <li>・気象情報に注意し、今後の避難情報等発令が予想される場合は、必要に応じて、保護者にメール等を利用し、周知します。</li> </ul>
警戒レベル2	洪水注意報、大雨注意報等（ <b>気象庁が発表</b> ）	
警戒レベル3 以降	高齢者等避難以降（ <b>岩沼市が発令</b> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>休所(園)</b>（保育時間の繰り下げ含む。）</li> <li>・<b>休所(園)</b>について、保護者にメール等を利用し周知します。</li> </ul>

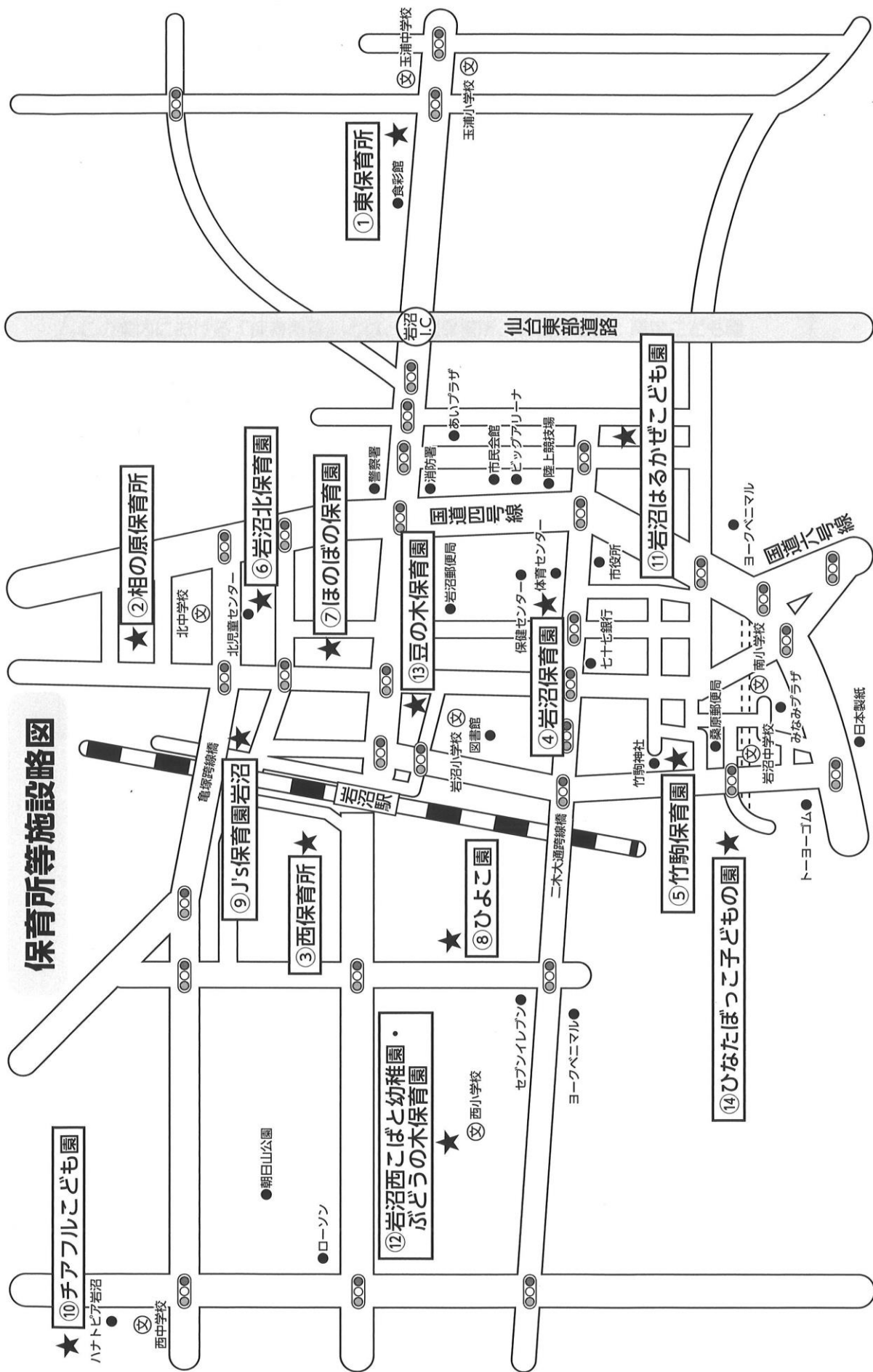
## 2. 避難情報（施設所在地域）を開所（園）時間中に発令した場合（保育時間中）

警戒レベル	避難情報等	保育施設の対応
警戒レベル1	早期注意情報（ <b>気象庁が発表</b> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開所（園）</li> <li>・警戒レベル上昇の可能性を考慮し、避難や休所（園）の準備を行います。</li> <li>・気象情報に注意し、今後の避難情報等発令が予想される場合は、必要に応じて、保護者にメール等を利用し、降園依頼の可能性等について、周知します。また、必要に応じて、降園依頼を行います。</li> </ul>
警戒レベル2	洪水注意報、大雨注意報等（ <b>気象庁が発表</b> ）	
警戒レベル3 以降	高齢者等避難以降（ <b>岩沼市が発令</b> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>休所(園)</b>（保育時間の繰り上げ含む。）</li> <li>・<b>休所(園)</b>について、保護者にメール等を利用し周知し、保護者の安全を確保した上で降園を依頼します。</li> <li>・在籍する乳幼児及び職員の安全を確保します。</li> <li>・保育施設が危険と判断した場合は、避難所等に避難します。</li> <li>・周囲の状況等から避難するよりも、保育施設に留まることで安全が確保される際には、無理な移動は控えます。</li> </ul>

※保育施設の対応は、原則、保育施設の所在地域に発令されている避難情報に基づきます。

※対応の基準となる「**岩沼市が発令する警戒レベル**」と「**気象庁等が発表する警戒レベル相当情報**」の違いに注意してください。

※警戒レベル3を発令している場合であっても、当該施設のある地域での災害発生の可能性が非常に少なくなった場合は、保育を実施する場合があります。



保育所等施設略図